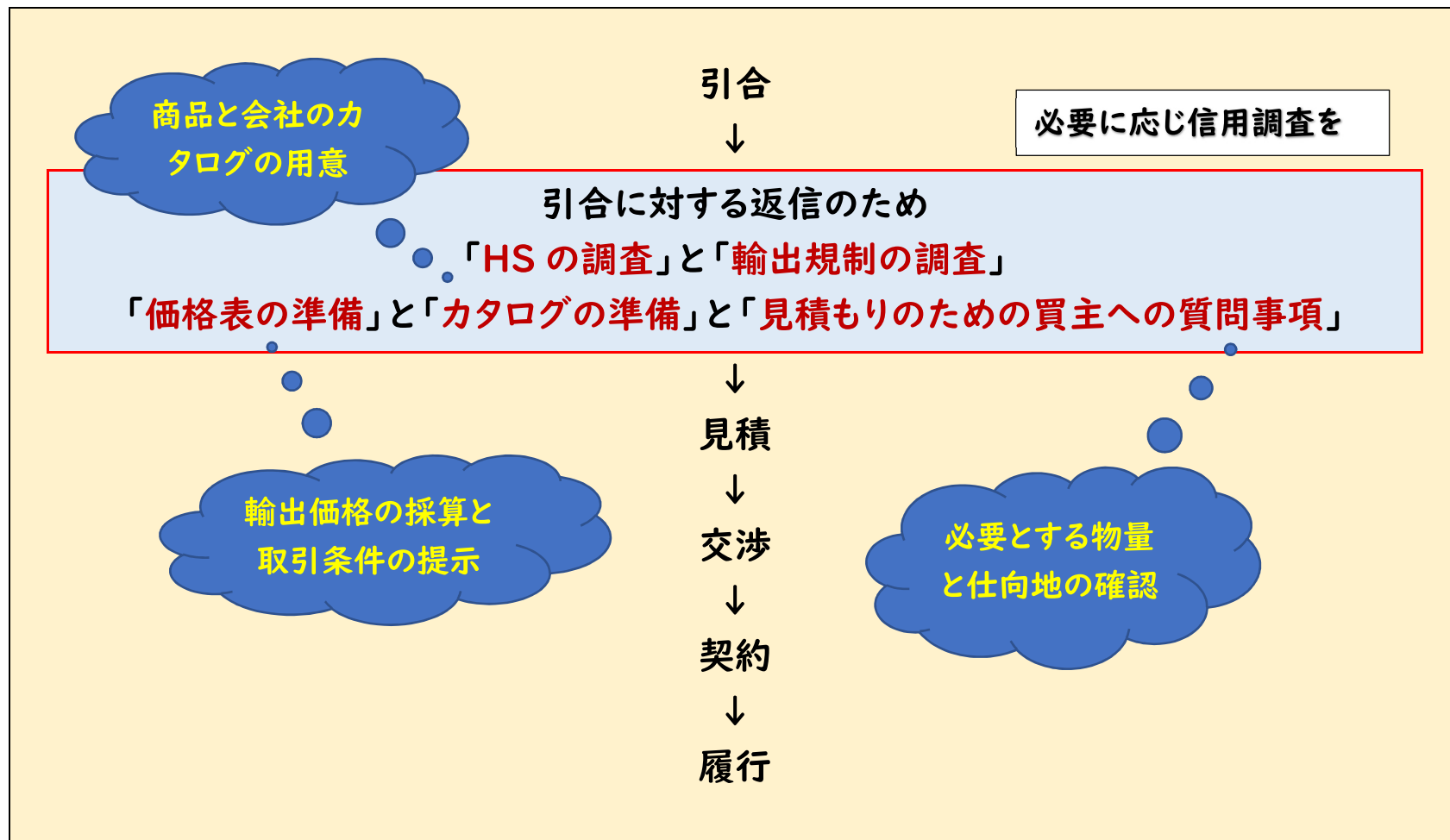


参考

引合から契約履行に至るまでの輸出手順のフローチャート



価格表のひな型

Price List**Please specify brand, quantity, shipping place and destination place you want.**

Description						
Brand	Type of Liquor, Grade & HS No.	Size	Alcoholic content	Quantity	Unit Price	
BIZENSHU	Sake (a Japanese Alcoholic Drink made from fermented rice) Junmai (made only with rice, koji and water)	HS 2206.00	720ml/bottle	15 to 16%	1 bottle	@JPY1,500-

Price List には、必ず取引条件を付けます。取引条件の例

Price: EXW Our Warehouse in Okayama, Japan, in Japanese yen, **NOT including any Export Packing/Stickers Costs NOR Banker's Charges.** 円建てにて、岡山工場渡し。輸出梱包/ステッカー料及び外国為替銀行手数料が入っていないこと。

(他に次のような価格条件が考えられます：Manufacturer's Suggested Retail Price, List Price, FOB Kobe Port/Kansai International Airport, CFR Singapore port/Singapore Changi Airport, or CIF Singapore port/Singapore Changi Airport)

Payment: By TT remittance in advance for full Invoice Amount within 10 days from the date of your Purchase Order.

注文後 10 日以内に前払電信送金にて。

Packing : Carton Box, but not including Export Packing, which shall be quoted according to your specifying items and their quantity.

段ボール仕立てにて。輸出梱包は商品及び数量の特定により見積もられる。

Quality: As per the Sample. 品質は見本の通り。

Minimum Amount to be ordered: JPY(¥)500,000- in total in an assortment of Items above. 各種取りまとめて合計 **50 万円**。

Shipment: By EMS/SAL, courier, or air/sea freight at your request. リクエストにより EMS/SAL、宅配便、海上・航空輸送にて。

Shipping Time: To be shipped within 20 days after receiving your payment. 支払後 20 日以内の発送。

Insurance & Carriage: NOT INCLUDING, which are for Buyer's account. 保険及び輸送料は含まれておらず、買主の負担。

酒類の原産性基準

日本シンガポール EPA 二二・〇四 – 二二・〇六

第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

日欧 EPA 二二・〇三 – 二二・〇八

CTH（第二二・〇七項（エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかに問わない。））及び第二二・〇八項（エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料）の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

生産において使用される第〇八〇六・一〇号（ぶどう（生鮮のもの）、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・六九号（ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。））の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

生産において使用される第四類（酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品）の非原産材料の重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。

生産において使用される第一七・〇一項（甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。））及び第一七・〇二項（その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル）の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。

我が国の原産地規則 ～EPA 原産地規則（詳細）～2018年 7月 財務省関税局・税 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf

日本酒の地理的表示（Geographical Indication:GI）

国レベル

・日本酒の国際マーケティング～欧州市場攻略の鍵となる地域ブランド戦略～ P.121

出典サイト：<http://www.iti.or.jp/kikan118/118kodama.pdf>

現状において日本酒に関する GI として国税庁長官から指定されたものは、国レベルのものとして「日本酒」、地域レベルのものとして「白山」「山形」「灘 五郷」がある。2019年2月に発効した日 EU・EPA では、「日本酒」「山形」「白山」が日本側 GI リストに記載され、これらの呼称は EU 域内で法的に保護される。

・地理的表示「日本酒」の指定について

出典サイト：<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/minaoshi/pdf/chiritekihyoji.pdf>

原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を独占的に名乗ることができる

・指定商品又は指定役務の表示中に「日本酒」の文字を含む商標登録出願の審査における取扱いについて

出典サイト：https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_wg/document/14-shiryu/11.pdf

地域レベル

・2019年1月31日 **日本酒の地理的表示 (GI)** とは？

出典サイト：<https://nihonshu-tourism.com/archives/2284>

日本酒の地理的表示「GI」認証とは何か？

海外のワインなどで「ボルドー」や「シャンパーニュ」など、特定の地域が製品の呼称に使われているのをご存知の方も多はず。

これは地理的表示 (GI) と言い、その産地固有の地理的条件に加えて、一定の製法や品質基準などを満たすことで指定されているもので、特定の地域で造られた酒類や農産物などの品質を保守する制度です。

日本酒については、国税庁長官が産地からの申し立てに対して指定を行い、「正しい産地であること」「一定の品質基準を満たしていること」を示しています。

日本酒では、2005年に石川県白山市の「[白山](#)」が日本酒として初めて GI 認証に指定され、ついで2016年に山形県が県レベルで初めて「[山形](#)」として指定されました。そして3例目として灘の生一本で知られる、兵庫県神戸市の「[灘五郷](#)」が GI 指定されています。



商標とGIの関係

地域団体**商標**と地理的表示 (GI) の活用Q&A (2019年6月 特許庁 商標課)

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/t_dantai_syouhyou/t_dantai_syouhyou.pdf

米国の酒類のラベル登録

『日本酒輸出ハンドブックー米国編ー』<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/handbook/pdf/05.pdf>

米国において酒類を輸入する場合、TTB (酒類・タバコ税貿易管理局) が発行する**輸入許可証 (Importer's Basic Permit)** の保有者が、事前にラベル承認証明書 (Certificate of Labeling Approval : COLA) の交付を受け、それぞれの商品ラベルをTTBに**事前に登録**をしなければなりません。TTBはラベルの表示内容が、商品名や品質について適切な情報であることを求め、偽りまたは誤解を招くような表示を禁止しています。日本酒のラベルの記載内容は、27CFR (Code of Federal Regulations : 米国連邦規則集) Part4にあるワインの規定が用いられます。主な記載事項は次のとおりです。

- a. 銘柄（日本語の記載でも可。）
 - b. 分類名称（日本酒の場合は「sake」、焼酎の場合は「shochyu」、「soju」など）
 - c. アルコール度数（パーセンテージ表示）
 - d. 内容量（ml 表示）
 - e. 輸入者の名称と住所
 - f. 着色料が使われている場合には、その名称あるいは着色料を使用している旨を表す文言
 - g. 飲酒が及ぼす影響についての警告文（TTB が定める定型文：27CFRpart16）
 - h. 原産国
- 参考サイト

●独立行政法人酒類総合研究所 『日本酒ラベルの用語辞典』 <http://www.nrib.go.jp/sake/nlziten.htm>

蒸留酒の区分に入る焼酎の容器ラベルは、27CFR Part5 で規定されています。その記載事項は、上記とほぼ同じですが、焼酎、ウイスキーやウォッカなどの品名を表示します。

酒のしおり（平成 31 年 3 月）国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2019/pdf/200.pdf>

シンガポールへの輸出情報

ジェトロ シンガポール 日本からの輸出に関する制度 アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/alcohol.html>

ジェトロ アルコール飲料の現地輸入規則および留意点：シンガポール向け輸出

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-030110.html>

特稿：日本酒の輸出 長光正明 2013 年 6 月 20 日 <http://nagamitsu1950.sakura.ne.jp/alcoholic-export.pdf>

晴れの国 純米岡山 720ml の値段の例：

小売価格 1050 円（税抜き）酒税 1 リットル当たり 120 円（清酒）なので 720ml 当たり 86.4 円となり、国内卸価格 963.6 円と計算される。
 なお、ビールの酒税は 1 リットル当たり 220 円なので、例えば 350ml の場合 77 円。

酒税率一覧表(平成 18 年5月1日～)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1 kl 当たり税率
○発泡性酒類（基本税率）		
ビール		220,000円
発泡酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円
	麦芽比率25%以上（アルコール分10度未満）	178,125円
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）	134,250円
その他の発泡性酒類	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの（※）	80,000円
○醸造酒類（基本税率）		
清酒		120,000円
果実酒		80,000円
その他の醸造酒		140,000円
○蒸留酒類（基本税率）		
連続式蒸留焼酎	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算
	21度未満	200,000円
単式蒸留焼酎	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算
原料用アルコール		200,000円
ウイスキー	37度以上	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算
ブランデー	37度以上	370,000円
スピリッツ	37度未満	370,000円
○混成酒類（基本税率）		
合成清酒	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
みりん	21度未満	220,000円
甘味果実酒	13度以上	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算
リキュール	13度未満	120,000円
粉末酒		390,000円
雑酒	みりん類似	20,000円
	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算
	21度未満	220,000円

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。
 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)
 (注)「一定の物品」とは、次のものをいう。
 イ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル
 ロ たんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維
 ハ どうもろこし、たんぱく質分解物(どうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル
 2 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1 kl 当たり税率
連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 スピリッツ	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
	9度未満	80,000円

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。
 なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	軽減割合					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度
			～9月	10月～		
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものに限る)(注1)	10%	10%	10%	10%	10%	10%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	10%	10%	10%	20%	20%	20%
合成清酒、発泡酒(注1)	5%	5%	5%	5%	5%	5%
ビール(注2)	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%		
	15%	15%	15%	15%		

(注)1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和2年度)
 2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に応じた軽減割合が適用される。
 ・平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
 ・平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/01/03.pdf>

酒類の税率と課税標準 <https://www.kanzei.or.jp/refer/in t/internal tax1 2.htm>

1 酒税関係

(3) 税率

(その1) (酒税法第23条)

※酒類をクリックすると、その分類に属する品目が表示されます。

(平成18年5月1日～)		
分類	税率	
	区分 <u>(注)</u>	税額 (1キロリットル当たり)
発泡性酒類	【基本税率】 ビール	220,000 円
	【特別税率】 (1) 発泡酒 (原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の100分の50未満25以上のもので、10度未満のものに限る。)	178,125 円
	(2) 発泡酒 (原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の100分の25未満のもので、10度未満のものに限る。)	134,250 円
	(3) その他の発泡性酒類 (ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。)イ糖類、ホップ、水及び酒税法施行令第20条第1項に規定する物品を原料として発酵させたもの (エキス分が2度以上のものに限る。) ロ発泡酒 (酒税法施行令第20条第2項に規定するものに限る。)にスピリッツ (酒税法施行令第20条第3項に規定するものに限る。)を加えたもの (エキス分が2度以上のものに限る。)	80,000 円
醸造酒類	【基本税率】	140,000 円
	【特別税率】 清酒	120,000 円
	果実酒	80,000 円
蒸留酒類	【基本税率】 (1) 21度未満	200,000 円
	(2) 21度以上	200,000 円に20度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額
	【特別税率】 ウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつて、37度未満のもの	370,000 円
混成酒類	【基本税率】 (1) 21度未満	220,000 円
	(2) 21度以上	220,000 円に20度を超える1度ごとに11,000円を加えた金額

【特別税率】	
1 合成清酒	100,000 円
2 みりん及び雑酒（その性状がみりに類似する酒類として酒税法施行令第 8 条の 2 の規定に該当する酒類に限る。）	20,000 円
3 甘味果実酒及びリキュール	
(1) 13 度未満	120,000 円
(2) 13 度以上	120,000 円に 12 度を超える 1 度ごとに 10,000 円を加えた金額
4 粉末酒	390,000 円

(注) ...特に規定のない限り、アルコール度数による区分である。

(その 2) 低アルコール分の蒸留酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 2）

(1) に掲げる蒸留酒類（原料用アルコール及び発泡性を有するものを除く。）及び (2) の 15 に掲げるリキュール（発泡性を有するものを除く。）でアルコール分が 13 度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が 12 度未満のものに限る。）

次表に掲げる金額

(平成 18 年 5 月 1 日～)

アルコール分が 9 度未満のもの	80,000 円
アルコール分が 9 度以上 13 度未満のもの	80,000 円にアルコール分が 8 度を超える 1 度ごとに 10,000 円を加えた金額

(その 3) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 5）

携帯輸入される酒類のうち次表左欄に掲げるウイスキー等（別送品を含む。）に係る酒税の税率は、1 キロリットルにつき次表右欄の税率とする。（商業量に達するものを除く。）

品 目	税 率
関税定率法別表第 2203.00 号に該当する酒類（関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限る。）又は同表第 2206.00 号の 2 の (2) の B の (a) に該当する酒類	200,000 円
関税定率法別表第 2208.20 号の 2 若しくは第 2208.90 号の 1 の (1) の B に該当する酒類又は同表第 2208.30 号に該当する酒類（同表第 22 類の注 2 に規定するアルコール分が 50%以上のもの（2 リットル未満の容器入りしたものを除く。）を除く。）	500,000 円
関税定率法別表第 2208.40 号、第 2208.50 号又は第 2208.60 号に該当する酒類	400,000 円
関税定率法別表第 2208.70 号に該当する酒類	300,000 円

(4) 課税標準

酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量（酒税法第 22 条第 1 項）

粉末酒に係る数量は、酒税法施行令第 18 条の 2 に規定する方法により計算する。（酒税法第 22 条第 2 項）